

(第41号議案)

中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第5条～第14条 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第1項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に定めるもの</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条～第34条 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第5条～第14条 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に定めるもの</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条～第34条 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>附則 (略)</p>